

茨木市インターンシップ実施要領

1 目的

学生に対して市における就業体験の機会を提供することにより、学生の就業意識の向上及び茨木市政に対する理解の促進と公務への就業意欲の増大を図るとともに、大学等における教育機能の強化と人材育成の一助となることを目的とする。

2 対象者

インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学及びこれに準ずる機関（以下「大学」という。）に在籍する学生（以下「学生」という。）とする。

3 報酬等

茨木市は、インターンシップにより茨木市において実習を行う学生（以下「インターンシップ生」という。）に対して、報酬・賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費、傷害・賠償責任保険料、その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

4 実習期間

インターンシップの実習期間は、原則として大学の長期休業中の一定期間とし、茨木市総務部長（以下「総務部長」という。）が定める。

5 実習時間

実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前8時45分から午後5時15分までとする。ただし、受入れ所属によって異なる場合がある。

6 服 務

インターンシップ生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努め、実習時間中は、茨木市職員が遵守すべき法令、条例等並びに

総務部長及びインターンシップ生の指導、監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。また、インターンシップ生は、実習により知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。なお、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、必ず実習担当者にその旨連絡すること。

7 受入手続き及び決定

インターンシップにより在籍する学生を実習させようとする大学の代表者又はインターンシップによる実習を希望する学生は、別途定める必要書類を総務部長に提出するものとし、総務部長は、受入の可否及び受入れる場合は実習を行う所属を決定し、その結果を大学の代表者又は学生に通知するものとする

8 事故責任等

インターンシップ生が在籍する大学の代表者又はインターンシップ生は、実習中の事故等に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故等に関しては、自らの責任において対応しなければならない。また、インターンシップ生が故意又は過失をもって茨木市等に対して損害を与えた場合は、インターンシップ生が在籍する大学の代表者又はインターンシップ生が、茨木市等に対して損害の賠償又は補填をしなければならない。

9 その他

この要領に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、別途定めることとする。